

学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成19年4月19日(木) 13:30~14:30
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 丹野(議長), 石戸谷, 小田切, 南條, 和田, 小川, 須藤, 加藤の各委員
欠席者 岡井, 櫛引, 佐藤, 藁科の各委員
事務局陪席 菊地課長補佐, 小田桐総務G係長

4. 配付資料

- 資料 学長選考会議委員名簿(平成19年4月1日現在)
- 資料1 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程 新旧対照表(案)
- 資料2 学長候補者選考規程の制定の経緯
- 資料3 学長候補者選考規程の改正に係る今後のスケジュール(案)

- ◎ 議事の前に, 和田新委員及び事務局陪席者の紹介があった。
- ◎ 議長から, 前回会議(2月27日開催)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。なお, 記録中「⑦学長候補者選考規程改正案への意見聴取及び学内への周知方法」の部分については, 本日, 今後のスケジュールを検討する際に, あらためて意見交換したい旨の発言があった。

5. 審議事項

議題1 学長候補者選考規程の見直しについて

議長から, 前回までの会議の検討結果を踏まえて, 事務局側と規程の改正案(新旧対照表)を作成し, 法規担当の案文審査を受けたものを各委員に事前に配付しているところであるが, 本日配付の改正案(資料1)は, 若干の文言及び体裁が修正されている(当該箇所は青字)旨の発言の後, 改正内容について説明があった。

引き続き, 次のような意見交換があった。

【第5条の2について】

- 第5項で, 本会議が適任者を推薦する場合の人数は何名まで可能なのか。
- 学長選考会議として推薦するのであるから, 1名のみではないか。
- 適任者の推薦がなかった場合は, 本会議として適任者2名を推薦することも考えられるのではないか。
- 適任者の推薦がないということは想定し難いが, 仮にそうなった場合は, 本会議が候補者1名を決める権限があるのではないか。
- そうすると, 第1次学内意向投票以降の手続きが全てなくなってしまうことになるが, それでいいのか。
- 適任者の推薦を求めてから一定の期間が経過しても推薦がないという状況になった場合は, 本会議が動かざるを得ないのではないか。
- 第3項で, 投票資格者は, 同時に2名以上の適任者の推薦人になることができないとされていることから, 本会議からの推薦も1名にせざるを得ないと考え

る。

- 本会議の委員は、推薦人となることができるのか。
- 本会議の委員も投票資格者であることから、推薦人となることができるのではないか。

議長から、本会議が適任者を推薦する場合の人数等については、事務局側と整理し、あらためて次回の会議で検討したいとの発言があり、了承された。

引き続き、委員から、第5条の2第5項の条文の組み立てが文章的に適正でないのではないかと意見が出され、検討の結果、条文を「学長選考会議が必要と認めるときは、学長選考会議が学内の役員及び・・・。」から「学長選考会議は、必要があると認めるときは、学内の役員及び・・・。」に修正することが了承された。

引き続き、次のような意見交換があった。

【第11条第2項について】

- 本会議の委員が「第1次候補者となったとき」に委員の資格を失うのであれば、第1次候補者の決定に関与することとなり、公正さが損なわれるので、その前の段階の「適任者としての推薦を承諾した時点」で委員の資格を失うこととしなければならないのではないか。
- 本会議の半数近くの委員が適任者として推薦され、それを承諾することも想定される。「適任者としての推薦を承諾した時点」で資格を失うこととなれば、直ちに補欠の委員の補充が行われるが、本会議のメンバーが大きく変わることになり、その後の会議の運営に支障が出るのではないか。
- 本会議の委員の任期が定められていないのにもかかわらず、「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」とされているのは、整合性がとれていないのではないか。
- 本会議の委員の任期は、選出母体の経営協議会の委員又は教育研究評議会の評議員としての任期までである。そのため、現状では、いったん本会議の委員に選出されれば、選出母体の委員（又は評議員）でなくなるまでの間、ずっと選考会議メンバーであり続けることになっている。このような状況は問題があるので、本会議の委員としての任期をきちんと定める必要があると思う。

次に、議長から、資料1及び資料2に基づき、今後のスケジュールについて説明があった後、次のような意見交換があった。

- スケジュール案に「役員会の審議・承認」とあるが、本会議は、学長の選考方法を定める独立した権限を有しており、役員会での審議・承認は必要ないのではないか。
- 本学の規則及び重要な規程は、役員会の議を経て定めることとなっていることから、学長候補者選考規程も役員会の議を経て制定した経緯がある。このため、今回の改正案も役員会の議を経る必要があるのではないのか。
- 国立大学法人法で、学長の任期は大学の規則で定めることとなっている。本学の場合は、学長の任期は、学長候補者選考規程に定めている。
- 本会議は、学長の選考方法を定める権限を有していることから、学長の任期に

については大学の規則で定めてもらうこととし、その他選考方法等については、本会議が独自に定めることができるのではないか。

引き続き、議長から、本日の議論を踏まえ、次の2点について学長に文書で要請することとし、その文書は事務局側と議長で作成する旨の提案があり、異議なく了承された。

①本会議委員の任期を管理運営規則に定めること。(役員会での審議を要請)

②学長の任期に関して、学長候補者選考規程から削除し、新たに独立した「学長の任期に関する規程」を大学として制定すること。(役員会での審議を要請)

6. 次回の開催について

議長から、次回の開催時期については、5月中旬から下旬の間で、各委員の日程を調整した上で開催することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

以 上